

○ 議事日程（第4号）

- 1 議案第 6号 過疎地域持続的発展山ノ内町計画の策定について
- 2 議案第 8号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第 9号 特別職の職員の旅費又は費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第10号 山ノ内町国際交流員任用条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第11号 湯田中駅前温泉公園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第12号 山ノ内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第13号 山ノ内町社会福祉法人の助成の手続に関する条例の制定について
- 8 議案第14号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第22号 山ノ内町学校給食費徴収条例の制定について
- 10 議案第15号 令和8年度山ノ内町一般会計予算
- 11 議案第16号 令和8年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算
- 12 議案第17号 令和8年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算
- 13 議案第18号 令和8年度山ノ内町介護保険特別会計予算
- 14 議案第19号 令和8年度山ノ内町公共下水道事業会計予算
- 15 議案第20号 令和8年度山ノ内町農業集落排水事業会計予算
- 16 議案第21号 令和8年度山ノ内町水道事業会計予算
- 17 陳情第 1号 業務報酬基準の準拠と業務内容の明確化についての陳情書
- 18 陳情第 2号 mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情書
- 19 陳情第 4号 消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担を行わないことを求める陳情
- 20 発委第 2号 消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担をおこなわないことを求める意見書の提出について
- 21 発委第 3号 山ノ内町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 22 同意第 2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 23 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査について
- 24 社会文教常任委員会の閉会中の継続調査について
- 25 予算決算審査委員会の閉会中の継続調査について

26 広報常任委員会の閉会中の継続調査について

27 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○ 本日の会議に付した事件……議事日程に同じ

○ 出席議員次のとおり（13名）

2番	畔上恵子君	9番	渡辺正男君
3番	小林仁君	10番	湯本晴彦君
4番	志鷹慎吾君	11番	山本光俊君
5番	塚田一男君	12番	小林克彦君
6番	湯本るり子君	13番	小田孝志君
7番	徳竹栄子君	14番	白鳥金次君
8番	高田佳久君		

○ 欠席議員次のとおり（なし）

○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名次のとおり

議会事務局長	鈴木明美	議事係長	宮崎敏之
--------	------	------	------

○ 説明のため議場に出席した者の職氏名次のとおり

町長	平澤岳君	教育長	竹内延彦君
副町長	久保田敦君	こども未来課長	望月弘樹君
総務課長	古幡哲也君	生涯学習課長	山本佳史君
未来創造課長	堀米貴秀君	経済振興課長	田村清志君
農林振興課長	金井哲也君	危機管理課長	田中浩幸君
建設水道課長	高木和彦君	住民税務課長	湯本豊君
消防課長	高相一夫君	健康福祉課長	小林佳代子君
会計管理者	小林知之君		

(開 議)

(午後 2時00分)

議長（白鳥金次君） 本日は、ご出席いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員数は13名です。したがって、会議の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

1 議案第6号 過疎地域持続的発展山ノ内町計画の策定について

議長（白鳥金次君） 日程第1 議案第6号 過疎地域持続的発展山ノ内町計画の策定についてを議題とします。

本件につきましては、去る3月4日の本会議において山ノ内町議会過疎地域持続的発展計画審査特別委員会に審査を付託してありますので、特別委員長から審査の報告を求めることにします。

過疎地域持続的発展計画審査特別委員会、小田委員長、登壇。

(過疎地域持続的発展計画審査特別委員長 小田孝志君登壇)

過疎地域持続的発展計画審査特別委員長（小田孝志君） 13番 小田孝志。

それでは、審査結果について、審査報告書に基づき報告を申し上げます。

山ノ内町議会過疎地域持続的発展計画審査特別委員会審査報告書

令和8年3月23日

山ノ内町議会議長 白 鳥 金 次 様

山ノ内町議会過疎地域持続的発展計画審査特別委員会

委 員 長 小 田 孝 志

1. 審査月日 3月5日

2. 審査場所 役場401会議室

3. 審査議案

(1) 議案第6号 過疎地域持続的発展山ノ内町計画の策定について

(以上1件 令和8年3月4日付託)

4. 審査要領

審査に当たっては、関係課の課長及び係長の説明を聴取し、12人の委員により討論し結論とした。

5. 経 過

委員会の審査区分

(1) 議案第6号 過疎地域持続的発展山ノ内町計画の策定について

1 基本的な事項

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

3 産業の振興、観光の開発

- 4 地域における情報化
- 5 交通施設の整備、交通手段の確保
- 6 生活環境の整備
- 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進
- 8 医療の確保
- 9 教育の振興
- 10 集落の整備
- 11 地域文化の振興等
- 12 再生可能エネルギーの利用の推進
- 13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

6. 審査区分及び結果

審査区分 議案第6号 過疎地域持続的発展山ノ内町計画の策定について
原案のとおり可決すべきものと決定

【意見】

なし

それでは、審査の経過並びに結果について補足の説明をいたします。

本案は、当町が過疎地域の持続的発展を図るため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、当町における今後の施策の方向性を定める計画を策定するものであります。

本委員会は、慎重審査を期するため特別委員会として設置され、担当課から計画内容について説明を受けた後、委員各位より活発な質疑及び意見交換を行い、慎重に審査を行いました。

本計画は、昨年12月定例会において議決された第6次山ノ内町総合計画後期基本計画や、公共施設等総合管理計画などに掲げる施策に基づき、整理、再構成されたものであり、当町のまちづくりの方向性と整合性が図られていることを確認いたしました。

また、本計画の策定は、町の財政運営において極めて重要な役割を果たしており、当町の産業振興、生活基盤の整備、子育て支援など地域の持続的発展を図るために、本計画には必要な施策が体系的に整備されているものと認めたところであります。

審査の結果、本案は委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、特別委員会の審査報告といたします。

議長（白鳥金次君） これより特別委員長の報告に対し、質疑、討論、採決を行います。

1人で複数の質疑がある場合は、指名した際、質疑の数を明示し1件ずつお願いします。

以後の議案についても同様とします。

議案第6号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(白鳥金次君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第6号を採決します。

本案に対する過疎地域持続的発展計画審査特別委員長の報告は可決であります。

議案第6号を特別委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(白鳥金次君) 起立全員です。

したがって、議案第6号 過疎地域持続的発展山ノ内町計画の策定については、山ノ内町議会過疎地域持続的発展計画審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

-
- 2 議案第 8号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 3 議案第 9号 特別職の職員の旅費又は費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 4 議案第10号 山ノ内町国際交流員任用条例の一部を改正する条例の制定について
 - 5 議案第11号 湯田中駅前温泉公園設置条例の一部を改正する条例の制定について
 - 6 議案第12号 山ノ内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

議長(白鳥金次君) 日程第2 議案第8号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第6 議案第12号 山ノ内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてまでの議案5件を一括して議題とします。

ただいまの議案につきましては、去る3月4日の本会議において総務産業常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることとします。

山本総務産業常任委員長、登壇。

(総務産業常任委員長 山本光俊君登壇)

総務産業常任委員長(山本光俊君) 11番 山本光俊です。

それでは、審査報告を申し上げます。

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

令和8年3月23日

山ノ内町議会議長 白 鳥 金 次 様

総務産業常任委員長 山 本 光 俊

1. 委員会開催月日 令和8年3月16日
2. 開催場所 第1・2委員会室
3. 審査議案

議案第8号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 特別職の職員の旅費又は費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

議案第10号 山ノ内町国際交流員任用条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 湯田中駅前温泉公園設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 山ノ内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

(以上5件 令和8年3月4日付託)

当委員会は、上記付託議案について審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

4. 経過及び結果

審査区分 議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号

いずれも原案のとおり可決すべきものと決定

それでは、審査の経過について若干補足をさせていただきます。

まず、議案第8号についてですが、改正の趣旨としては、国内外における物価上昇など昨今の経済社会情勢の変化に対応するため、また、旅費の支給等に係る事務負担軽減を図ることを目的に、国家公務員等の旅費に関する法律、いわゆる旅費法が一部改正され、令和7年4月1日に施行されたことを受けまして、当町においても職員の出張に係る旅費支給において、近年のインバウンド事業の増加、為替や物価の変動等に伴って、特に宿泊料の定額支給規程について実際の相場と乖離している状況が見受けられる中、公務による出張の際に職員に自己負担を生じさせることなく、実態に即した確実な費用弁償を行うこと。あわせて、職員の事務負担軽減を図ることを目的に、条例の一部改正を行うものです。

改正の概要ですが、旅費の計算等に係る規程の見直し、旅費の支給対象の見直し、経費の適正な支出の確保を行い、要点としては、旅行に関する事務手続、鉄道賃、航空賃、車賃などの交通費、宿泊費に係る事項など、多岐にわたって大幅に改正される内容となっております。

審査の中では、条文の内容についての質問が多く、鉄道賃では距離規程の廃止、航空賃では最下級運賃にすること、宿泊費では、定額支給であった宿泊料を上限付実費支給への変更や日当の廃止と宿泊手当、包括宿泊費の新設などの確認をいたしました。

なお、今回の一部改正に当たっての基本的な考え方は旅費法に準じた改正となっておりますが、町や町職員の実情や実態にそぐわない一部の規程については見送りとした内容もあるとの説明がありました。

本条例は、7月1日から施行することとなっておりますが、これは実際の事務処理等の運用面での変更を伴うことから、施行までに一定の準備期間を置くこと。制度が大きく変わること職員への周知が必要。現在の令和8年当初予算は、旧条例の単価等で旅費を計上しており、宿泊費の変更などあるため、必要な予算を6月補正で対応することが必要となるためといった大きくはこの3点となっております。

また、議案第9号については、一般職の改正に合わせて改正が行われていることを確認し、

議案第8号、議案第9号、それぞれ討論、採決を行った結果、討論はなく全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第10号ですが、主に3点の改正となっております。

1つ目は、町内にも外国人移住者が増加傾向にあることから、第4条の職務規程に、新たに多文化共生関係事務の補助が追加されたこと。

2つ目は、休暇の整理。これまで、国際交流員の病気休暇及び特別休暇を第13条で示しており、独自に日数や条件を規定しておりましたが、職員間の透明性の確保と事務運用の効率化を図るため、これらの休暇規程を会計年度任用職員と同様に、山ノ内町会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等に関する規則を準用する形式へ改めます。これにより、第13条を削除し、第14条において当規則を準用する旨を規定することで、特別休暇、産前産後休暇などの特別休暇について全庁的な統一ルールの下で運用することとし、3つ目は、上記の休暇規程の体制に伴う関連する条例の整理を行っております。

第27条によって休暇の要件において、改正前は第14条に掲げる産前産後休暇を引用して除外して設けておりましたが、休暇規程を規則準用を踏まえることに合わせ、引用先を会計年度任用職員の勤務時間の規則該当状況へと改めます。31条の休暇及び休職の手続に関しましても、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例を準用するものでございます。

議案第10号について討論はなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第11号ですが、趣旨としては、駅周辺のにぎわいの創出、インバウンド客の増加に伴う夕食難民の解消のためキッチンカーなどの受入れを行う上で、楓広場の利用に係る料金について改正を行うものです。これまでは一律の料金設定でしたが、土日祝日は平日より利用客増が見込まれることから、土日祝日の利用料金を平日の1.5倍に改正するものです。

審査では、楓広場のエリアの確認、今回の改正は土日祝日としているが、平日の料金については検討されたのか、算定する上で参考にした事例についてなど、改正に当たっての考え方に加え、運用上について出店者や利用客の動向など、利用状況についての質問もありました。

討論はなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第12号ですが、本条例は、公務中に負傷等をした非常勤消防団員やその遺族に対し損害を補償するための条例です。今回の改正は、階級や勤務年数に基づき支給される補償金の算出基礎となる補償基準額、一般に言う日当に当たる金額が増額される改正政令を受け、10年未満の部長、班長及び団員で9,700円から1万円に増額するなど、他の階級の勤続年数に応じて、それぞれ引き上げるものです。

また、それにあわせ、負傷した非常勤消防団の扶養家族に対する所要の見直しが行われ、扶養家族のある非常勤消防団員の補償基準額に加算される扶養加算額の一部引上げの条例改正となっております。

以上を踏まえ、討論、採決を行った結果、討論はなく全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

審査経過については以上です。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（白鳥金次君） これより委員長報告に対し、議案ごと質疑、討論、採決を行います。

議案第8号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第8号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第8号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（白鳥金次君） 起立全員です。

したがって、議案第8号 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第9号について質疑を行います。

8番 高田佳久議員。

8番（高田佳久君） 8番 高田佳久。

1点、ちょっと確認も含めてお願いしたいかなと思います。

先ほど可決されました一般職、職員の関係の旅費と、今回のこの議案第9号 特別職の職員の旅費又は費用弁償に関する条例の一部改正は、基本的に第8号の職員の旅費に関する条例の規程に倣うというような内容になっているんですが、その説明も含めて、委員会の中でどんなような町側から説明があったかも含めて、質疑も含めて、ありましたらお願いしたいかと思えます。

議長（白鳥金次君） 11番 山本光俊議員。

総務産業常任委員長（山本光俊君） 第9号につきましては、基本的には第8号を準用というか併せて作成が行われているということから、特に大きな質問もなく、それに倣って作成をされているということを確認をいたしましたということだけでございます。

以上です。

議長（白鳥金次君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第9号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第9号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長（白鳥金次君） 起立全員です。

したがって、議案第9号 特別職の職員の旅費又は費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第10号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長（白鳥金次君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長（白鳥金次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第10号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第10号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長（白鳥金次君） 起立全員です。

したがって、議案第10号 山ノ内町国際交流員任用条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第11号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長（白鳥金次君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長（白鳥金次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第11号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第11号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長（白鳥金次君） 起立全員です。

したがって、議案第11号 湯田中駅前温泉公園設置条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第12号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長（白鳥金次君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(白鳥金次君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第12号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第12号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(白鳥金次君) 起立全員です。

したがって、議案第12号 山ノ内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

7 議案第13号 山ノ内町社会福祉法人の助成の手続に関する条例の制定について

8 議案第14号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長(白鳥金次君) 日程第7 議案第13号 山ノ内町社会福祉法人の助成の手続に関する条例の制定について及び日程第8 議案第14号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての議案2件を一括して議題とします。

本件につきましては、去る3月4日の本会議において社会文教常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

高田社会文教常任委員長、登壇。

(社会文教常任委員長 高田佳久君登壇)

社会文教常任委員長(高田佳久君) 8番 高田佳久。

それでは、委員会の報告をさせていただきます。

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

令和8年3月23日

山ノ内町議会議長 白 鳥 金 次 様

社会文教常任委員長 高 田 佳 久

1. 委員会開催月日 令和8年3月16日

2. 開催場所 第3・4委員会室

3. 審査議案

議案第13号 山ノ内町社会福祉法人の助成の手続に関する条例の制定について

議案第14号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(以上2件 令和8年3月4日付託)

当委員会は、上記付託議案について審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

4. 経過及び結果

審査区分 議案第13号、議案第14号

いずれも原案のとおり可決すべきものと決定

それでは、審査の経過について補足の説明をさせていただきます。

まず、表決の結果ですが、議案第13号は、賛成者全員で可決すべきものと決定しました。なお、討論はございませんでした。

委員会審査では、担当所管課の健康福祉課福祉係より、細部についての説明をいただきました。

条例の内容は、地域住民の福祉の増進を図るため、社会福祉法人に対する助成に法的根拠を持たせた条例制定となります。

主な質疑の内容といたしましては、当町における対象法人の数は2者、補助金の対象とする基準は、主に運営に関わる経費としてのソフト事業に対してとし、建物などハード事業は対象外としております。また、施行規則を策定予定とのことでしたが、まず、この対象基準を明確に記載していただくよう指摘事項として委員会での承認を得て、所管課に伝えました。

次に、議案第14号の表決結果ですが、賛成者全員で可決すべきものと決定しております。なお、討論はございませんでした。

委員会審査では、担当所管課のこども未来課学校教育係より、細部について説明をいただきました。

条例改正の内容は、地方教育行政法第6条の兼業禁止に起因した内容として、議員の特例より教育委員を削除、また、長野県における学校医等の規程が一部改正となったことに準拠し、次年度8年度より報酬を値上げするものです。特段問題はないという判断でございました。

以上、審査経過及び委員長報告を終わります。

議長（白鳥金次君） これより委員長報告に対し、議案ごと質疑、討論、採決を行います。

議案第13号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第13号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は可決であります。

議案第13号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（白鳥金次君） 起立全員です。

したがって、議案第13号 山ノ内町社会福祉法人の助成の手続に関する条例の制定について

は、社会文教常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第14号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長（白鳥金次君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長（白鳥金次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第14号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は可決であります。

議案第14号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長（白鳥金次君） 起立全員です。

したがって、議案第14号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、社会文教常任委員長の報告のとおり可決されました。

9 議案第22号 山ノ内町学校給食費徴収条例の制定について

議長（白鳥金次君） 日程第9 議案第22号 山ノ内町学校給食費徴収条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

(町長 平澤 岳君登壇)

町長（平澤 岳君） 議案第22号 山ノ内町学校給食費徴収条例の制定について申し上げます。

本案は、学校給食法の規定に基づき、本町が実施する学校給食費の徴収等に関し必要な事項を定めるため制定するものです。

町では、学校給食費の公会計化を背景に、保護者や教職員等からの学校給食費の徴収や1食当たりの額について明確に定める必要があるものと考えております。

令和8年度は国及び県による支援を受け、小学校の実質無償化が行われることとなりますが、中学生及び教職員、臨時的に喫食される方などについては学校給食費等の徴収を行うこととなるため、必要となる条例を整備するものです。

なお、学校給食費の徴収方法、納期限及び納付方法など、条例の施行に関し必要な事項につきましては規則で定めるものです。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長（白鳥金次君） これより質疑、討論、採決を行います。

質疑を行います。

(発言する者なし)

議長（白鳥金次君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第22号を採決します。

議案第22号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（白鳥金次君） 起立全員です。

したがって、議案第22号 山ノ内町学校給食費徴収条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-
- 10 議案第15号 令和8年度山ノ内町一般会計予算
 - 11 議案第16号 令和8年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算
 - 12 議案第17号 令和8年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算
 - 13 議案第18号 令和8年度山ノ内町介護保険特別会計予算
 - 14 議案第19号 令和8年度山ノ内町公共下水道事業会計予算
 - 15 議案第20号 令和8年度山ノ内町農業集落排水事業会計予算
 - 16 議案第21号 令和8年度山ノ内町水道事業会計予算

議長（白鳥金次君） 日程第10 議案第15号 令和8年度山ノ内町一般会計予算から日程第16 議案第21号 令和8年度山ノ内町水道事業会計予算までの議案7件を一括し議題とします。

ただいまの7議案につきましては、去る3月4日の本会議において予算決算審査委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることとします。

小田予算決算審査委員長、登壇。

（予算決算審査委員長 小田孝志君登壇）

予算決算審査委員長（小田孝志君） 13番 小田孝志です。

それでは、令和8年度予算、7議案の審査結果をご報告申し上げます。

審査日程を3月6日、9日から13日までの6日間とし、総務産業常任委員会、社会文教常任委員会が所管する2部会での審査を行いました。

審査では、町当局より令和7年度予算に付した審査意見に対する現況報告をいただき、審査に入りました。

審査に当たり、資料提出を含む丁寧な説明をいただきましたことに感謝申し上げます。今後に向けて、改めてご協力をお願いいたします。

なお、報告書1. 審査月日から5. 経過につきましては報告を省略させていただきますが、提出いたしました報告書に基づき、会議録への記載をお願いいたします。

ここで、審査の概要を申し上げます。3月11日に予算決算審査委員会全体会議におきまして

採決を行いました。採決の結果は、7議案全て全会一致で可決すべきものと決定いたしました。
これより報告書を朗読いたします。

山ノ内町議会予算決算審査委員会審査報告書

令和8年3月23日

山ノ内町議会議長 白鳥金次様

山ノ内町議会予算決算審査委員会
委員長 小田孝志

1. 委員会開催月日 3月6日・9日・10日・11日・12日・13日
2. 開催場所 役場401会議室・委員会室
3. 審査議案
 - (1) 議案第15号 令和8年度山ノ内町一般会計予算
 - (2) 議案第16号 令和8年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算
 - (3) 議案第17号 令和8年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算
 - (4) 議案第18号 令和8年度山ノ内町介護保険特別会計予算
 - (5) 議案第19号 令和8年度山ノ内町公共下水道事業会計予算
 - (6) 議案第20号 令和8年度山ノ内町農業集落排水事業会計予算
 - (7) 議案第21号 令和8年度山ノ内町水道事業会計予算

(以上7件 令和8年3月4日付託)

4. 審査要領

審査に当たっては、常任委員会の組織をもって2部会とし、次の担当区分により部会ごとに関係課等の課長及び係長等の説明を聴取し、十分審査の上、部会ごとに意見をまとめ、正副部会長会議、さらに全体会議をもって討論し結論とした。

5. 経過

部会の審査区分

- (1) 第1部会 (部会長 山本 光俊)
 - 議案第15号 令和8年度山ノ内町一般会計予算
 - 議案第19号 令和8年度山ノ内町公共下水道事業会計予算
 - 議案第20号 令和8年度山ノ内町農業集落排水事業会計予算
 - 議案第21号 令和8年度山ノ内町水道事業会計予算
- (2) 第2部会 (部会長 高田 佳久)
 - 議案第15号 令和8年度山ノ内町一般会計予算
 - 議案第16号 令和8年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算
 - 議案第17号 令和8年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算
 - 議案第18号 令和8年度山ノ内町介護保険特別会計予算

6. 結果

(1) 審査区分 議案第15号 令和8年度山ノ内町一般会計予算

原案のとおり可決すべきものと決定

【意見】

《共通》

- 地域おこし協力隊の雇用は、業務内容及び受入れ環境に十分な配慮をすること。
- ワークマネジメントツールなどを活用し、適正な業務効率化と住民サービスの向上を図ること。

《議会費》

- DX推進事業（タブレット・動画配信）を促進すること。

《総務費》

- 楽ちんバス・チョイソコやまのうちの運用については、利用者の利便性に配慮すること。
- 地域公共交通は、ライドシェアを含めた新たなシステムの運用を検討すること。

《危機管理費》

- 防犯カメラの設置に当たっては、利用方法の周知を図り設置の推進に努めること。
- 全町での地域防災計画策定に向け、積極的な支援に取り組むこと。

《民生費》

- 子ども・子育て関連業務におけるキャッシュレス決済の運用を検討すること。

《衛生費》

- 交流人口拡大を踏まえた環境衛生対策を図ること。

《農林水産業費》

- 鳥獣被害解消に向けゾーニング計画（主要生息・排除・緩衝）を策定し、区分ごとに対策を講じること。

《商工費》

- まちづくり観光局は、DMOの早期取得を目指し経済振興を図ること。

《土木費》

- 安全上及び景観の観点から、道路修繕は計画性を持って迅速に対応すること。

《消防費》

- ドローン活用には万全を期すこと。

《教育費》

- 子供海外留学などの体験に対する支援について、新たな制度設計を図ること。
- 通学定期券購入補助金の対象者及び補助率の拡充を図ること。
- 学校統合は、子供たちの教育環境がよりよいものとなるよう努めること。
- 部活動の地域移行は状況の把握に努め、広域連携を視野に入れて検討すること。
- 総合型地域スポーツクラブの組織運営に万全を期し、拠点となる体育施設の検討を行うこと。

○上林総合グラウンド利活用は、整備計画を策定し推進していくこと。

- (2) 審査区分 議案第16号 令和8年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算
原案のとおり可決すべきものと決定

【意見】

○データヘルス計画の中間見直しにおいては、被保険者のニーズを把握し、分析の結果を踏まえて優先順位や課題を明らかにし、保健事業に取り組むこと。

- (3) 審査区分 議案第17号 令和8年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算
原案のとおり可決すべきものと決定

- (4) 審査区分 議案第18号 令和8年度山ノ内町介護保険特別会計予算
原案のとおり可決すべきものと決定

【意見】

○フレイル予防の取組を充実させ、健康寿命の延伸につながるよう努めること。

○認知症の人が地域で安心して暮らせる社会の実現に向け、早期発見・早期対応や相談支援体制の強化を図ること。

- (5) 審査区分 議案第19号 令和8年度山ノ内町公共下水道事業会計予算
原案のとおり可決すべきものと決定

【意見】

○ストックマネジメントに基づき施設の改修を行うこと。

○収納率の向上には万全を期すこと。

- (6) 審査区分 議案第20号 令和8年度山ノ内町農業集落排水事業会計予算
原案のとおり可決すべきものと決定

- (7) 審査区分 議案第21号 令和8年度山ノ内町水道事業会計予算
原案のとおり可決すべきものと決定

【意見】

○アセットマネジメントに基づき漏水・濁水対策を図り、安定した水の供給に努めること。

○収納率の向上には万全を期すこと。

7. 予算審査意見

【総括意見】

日本経済は、緩やかな回復基調が見られる一方で、国際情勢のさらなる不安定化により、物価上昇やエネルギー価格の高騰など、依然として先行き不透明な状況が続いている。加えて、人口減少や少子高齢化の進行は、地方自治体の財政運営や地域社会の持続可能性に大きな影響を及ぼしている。限られた財源の下で効率的かつ効果的な行財政運営を図るとともに、住民福祉の向上と地域の活力維持に向けた施策を着実に推進していくことが強く求められている。

このような状況下で編成された令和8年度一般会計予算の総額は86億8,200万円で、前年度予算に比べ2億4,000万円(2.8%)の増となり、当初予算としては過去10年間で最大となって

いる。

(1) 歳入について

歳入の柱である町税収入（歳入に占める構成比19.9%）は、前年度比3,396万円（2.0%）増の17億2,888万円となっている。税込確保と税の公平性維持の観点からも、収納業務には最大限の努力を払われたい。歳入のもう一つの柱である地方交付税（構成比32.9%）は、前年度比3,700万円（1.3%）増の28億5,700万円を見込んでいる。ふるさと寄附金は、前年度比1億5,000万円増の7億円を計上。繰入金（構成比12.1%）は、前年度比5,331万円（5.4%）増の10億4,758万円を財源補填として計上。うち財政調整基金は6億5,056万円、ふるさと基金は2億8,461万円の基金取崩しを見込んでいる。町債（構成比7.7%）は、前年度比1億460万円（18.4%）増の6億7,250万円を計上している。

(2) 歳出について

主な事業全体では、21項目の新規事業と7項目の拡充事業が計上されている。

産業分野では6項目の新規事業と2項目の拡充事業を計上し、基幹産業の一つ、観光に係る商工費では、町観光事業の軸となる山ノ内まちづくり観光局への活動支援補助金及び事業負担金とともに、山ノ内インフォメーションセンターや上林総合案内所の観光案内施設の運營業務に係る委託費を計上。志賀高原総合会館98改修事業や未利用施設を活用した観光誘客施設整備補助金を新規計上している。知名度向上や誘客促進を図り、にぎわいのある魅力的な観光地となるよう期待したい。

もう一方の基幹産業である農業に係る農林水産業費では、産地パワーアップ事業、がんばる農業就農奨励金、農業経営雇用促進事業、収入保険掛金補助事業のほか、スマート農業機械導入支援事業や畦畔用防草対策導入補助金を継続計上。農業経営の安定や省力化、農業従事者の高齢化に伴う施策の一助となることを期待する。

健康・医療・福祉分野では、コミュニケーション能力の向上や生活支援のため、軽度・中程度難聴者補聴器購入補助金が新規計上された。保育所費として、保護者の就労等の要件に関係なく月一定時間保育園に通園することができる「こども誰でも通園制度」に係る経費や、県外から移住し町の保育士として勤務する場合の移住費用を支援するため、保育士移住支援事業を新たに計上。成り手不足解消や移住・定住策の一助となることを期待したい。

教育・文化分野では、新規7事業、拡充2事業が計上された。令和12年度に開校を目指す新たな学校づくりに向け、統合学校整備設計業務を新規計上したほか、学校づくり準備委員会、シンポジウム開催等の経費を計上。魅力ある学校づくりに向けた議論に期待したい。また、教育支援センター運営経費や、高校生通学定期券購入補助金、英語教育強化事業を引き続き計上している。3年目に入る海外留学支援事業は、児童・生徒が海外の文化・スポーツなど見聞を広める海外留学への補助金であるが、多くの子供たちの挑戦を支援するために、海外留学支援事業とは別に、新たな制度設計を図り、門戸を広げることを切望する。学習環境の向上やゼロカーボンシティの推進を踏まえ、西小学校・中学校のLED照明への更新工事を新規計上。学

校給食費では、小学校は国の給食費負担軽減交付金を充当し無償化となる。中学校はふるさと基金活用により引き続き半額補助とし、子育て世帯に対する経済的支援を図っている。

都市基盤・生活環境分野では、新規事業4項目、拡充事業1項目を計上。文化センターでは、老朽化した施設を安全で快適な施設に改修するため、大規模改修工事に係る経費が新規計上された。非常備消防費では、消防団が安全で効果的に活動するためドローン購入費を新規計上。防犯対策として、自治会による防犯カメラ設置に係る補助を新規計上。安心・安全なまちづくりの推進に期待したい。移住・定住施策として、アパート建設工事に係る費用の一部を補助する定住環境整備促進事業を新規計上。町内の賃貸住宅は依然として慢性的に不足しており、引き続き官民連携で賃貸住宅事業の構築を期待したい。

(3) まとめ

令和8年度予算は、当町が直面する人口減少対策、地域経済の活性化、観光・農業振興、子育て支援、さらには安全・安心なまちづくりなど、様々な課題に対応するための重要な予算である。本委員会においては、こうした視点を踏まえ、各事業の必要性や効果、財政の健全性などについて慎重かつ丁寧に審査を行った。

第6次町総合計画後期基本計画（令和8～12年度）の初年度に当たり、町の将来像「未来に羽ばたく 夢と希望のある 健康な郷土（まち）」の実現に向け、着実に事業を推進していくことが求められている。執行機関においては、本委員会で出された意見や要望を十分に踏まえ、予算の適正かつ効果的な執行に努めるとともに、引き続き健全で持続可能な財政運営と町民福祉の向上に一層取り組まれることを期待し、予算決算審査委員会の総括意見とする。

以上、報告といたします。

議長（白鳥金次君） ただいま予算決算審査委員長の報告で、審査要領及び経過等の省略されました部分につきましては、委員長の要望のとおり登載するよう配慮します。

これより予算決算審査委員長から報告のありました7議案に対し、一括質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

議案ごとに討論、採決を行います。

議案第15号について討論を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第15号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は可決であります。

議案第15号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（白鳥金次君） 起立全員です。

したがって、議案第15号 令和8年度山ノ内町一般会計予算については、予算決算審査委員

長の報告のとおり可決されました。

議案第16号について討論を行います。

(発言する者なし)

議長（白鳥金次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第16号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は可決であります。

議案第16号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長（白鳥金次君） 起立全員です。

したがって、議案第16号 令和8年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算については、予算決算審査委員長の報告のとおり可決されました。

議案第17号について討論を行います。

(発言する者なし)

議長（白鳥金次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第17号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は可決であります。

議案第17号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長（白鳥金次君） 起立全員です。

したがって、議案第17号 令和8年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算については、予算決算審査委員長の報告のとおり可決されました。

議案第18号について討論を行います。

(発言する者なし)

議長（白鳥金次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第18号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は可決であります。

議案第18号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長（白鳥金次君） 起立全員です。

したがって、議案第18号 令和8年度山ノ内町介護保険特別会計予算については、予算決算審査委員長の報告のとおり可決されました。

議案第19号について討論を行います。

(発言する者なし)

議長（白鳥金次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第19号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は可決であります。

議案第19号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長（白鳥金次君） 起立全員です。

したがって、議案第19号 令和8年度山ノ内町公共下水道事業会計予算については、予算決算審査委員長の報告のとおり可決されました。

議案第20号について討論を行います。

(発言する者なし)

議長（白鳥金次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第20号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は可決であります。

議案第20号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長（白鳥金次君） 起立全員です。

したがって、議案第20号 令和8年度山ノ内町農業集落排水事業会計予算については、予算決算審査委員長の報告のとおり可決されました。

議案第21号について討論を行います。

(発言する者なし)

議長（白鳥金次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第21号を採決します。

本案に対する予算決算審査委員長の報告は可決であります。

議案第21号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長（白鳥金次君） 起立全員です。

したがって、議案第21号 令和8年度山ノ内町水道事業会計予算については、予算決算審査委員長の報告のとおり可決されました。

ここで議場整理のため3時10分まで休憩いたします。

(休 憩)

(午後 2時58分)

(再 開)

(午後 3時10分)

議長（白鳥金次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

17 陳情第1号 業務報酬基準の準拠と業務内容の明確化についての陳情書

議長（白鳥金次君） 日程第17 陳情第1号 業務報酬基準の準拠と業務内容の明確化についての陳情書を議題とします。

ただいまの陳情につきましては、去る2月26日の本会議において総務産業常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

山本総務産業常任委員長、登壇。

(総務産業常任委員長 山本光俊君登壇)

総務産業常任委員長(山本光俊君) 11番 山本光俊です。

それでは、審査報告を申し上げます。

令和8年3月23日

山ノ内町議会議長 白鳥金次様

総務産業常任委員長 山本光俊

陳情審査報告書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、下記のとおり決定したので、山ノ内町議会会議規則第95条(第94条準用)により報告します。

記

1. 受理番号 第1号
2. 受理年月日 令和8年1月28日
3. 件名
(陳情第1号) 業務報酬基準の準拠と業務内容の明確化についての陳情書
陳情者 長野市中御所字岡田124番地1
一般社団法人 長野県建築士事務所協会
会長 伊藤公績
中野市大字壁田955
一般社団法人 長野県建築士事務所協会
中高支部長 蟻川幸治
4. 付託年月日 令和8年2月26日
5. 審査結果 採択すべきものと決定

それでは、審査経過について若干補足をさせていただきます。

建築士法第22条の3の4では、設計受託契約又は工事監理受託契約を締結しようとする者は、国土交通大臣の定める報酬の基準に準拠した契約を締結するよう努めなければならないと規定されており、長野県もそれに基づいて算定していますが、人件費や建築経費などの関係で地域間格差があり全国一律になっておらず、長野県が定める単価で計算しており、当町においてもそれに準拠しております。

なお、長野県では木造住宅耐震診断事業については、昨年度まで6万5,000円だったものを今年度8万8,000円に引き上げるなど、改正を行ってもおります。

そういった実情を踏まえ、討論、採決を行った結果、討論なく賛成多数により採択すべきものと決定いたしました。

審査経過については以上です。皆様の賛同をよろしくお願いいたします。

議長（白鳥金次君） これより委員長報告に対し、質疑、討論、採決を行います。
質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。
討論を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

陳情第1号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は採択であります。

陳情第1号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

議長（白鳥金次君） 起立多数です。

したがって、陳情第1号 業務報酬基準の準拠と業務内容の明確化についての陳情書は、総務産業常任委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

18 陳情第2号 mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情書

19 陳情第4号 消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担を行わないことを求める陳情

議長（白鳥金次君） 日程第18 陳情第2号 mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情書及び日程第19 陳情第4号 消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担を行わないことを求める陳情の2件を一括して議題とします。

ただいまの陳情につきましては、去る2月26日の本会議において社会文教常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることとします。

高田社会文教常任委員長、登壇。

（社会文教常任委員長 高田佳久君登壇）

社会文教常任委員長（高田佳久君） 8番 高田佳久。

それでは、委員会の報告をさせていただきます。

令和8年3月23日

山ノ内町議会議長 白鳥金次様

社会文教常任委員長 高田佳久

陳情審査報告書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、下記のとおり決定したので、山ノ内町議会会議規則第95条（第94条準用）により報告します。

記

1. 受理番号 第2号
2. 受理年月日 令和8年1月29日
3. 件名
(陳情第2号) mRNAワクチン(レプリコンワクチンを含む)接種事業中止の意見書提出を求める陳情書
陳情者 千葉県旭市後草1967-32
宇井 淳
4. 付託年月日 令和8年2月26日
5. 審査結果 不採択すべきものと決定
続いて、陳情の第4号です。

令和8年3月23日

山ノ内町議会議長 白鳥金次様

社会文教常任委員長 高田佳久

陳情審査報告書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、下記のとおり決定したので、山ノ内町議会会議規則第95条(第94条準用)により報告します。

記

1. 受理番号 第4号
2. 受理年月日 令和8年2月12日
3. 件名
(陳情第4号) 消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担を行わないことを求める陳情
陳情者 長野市県町593 長野県高校教育会館3階
長野県社会保障推進協議会
代表委員 宮沢裕夫 佐野達夫 細尾俊彦
小林吟子 松丸道男 北沢 忠
4. 付託年月日 令和8年2月26日
5. 審査結果 採択すべきものと決定

それでは、審査経過につきまして補足の説明をさせていただきます。

まず、陳情第2号ですが、表決の結果は賛成1人、少数で不採択すべきものと決定となりました。なお、討論はございませんでした。

陳情審査では、健康福祉課より、当町における新型コロナワクチン接種に関わる費用負担の推移、感染症予防接種の周知方法及び副反応についての記載状況などについて説明をいただきました。

委員からは、主な意見といたしまして、科学的見地が不十分で判断し難い、任意接種となるため、接種を回避できることで中止とまでは言えないなどがございました。

続いて、陳情第4号ですが、表決の結果は可否同数となりまして、委員長採決により採択すべきものと決定いたしました。なお、討論はございませんでした。

陳情審査では、健康福祉課医療保険係より、町の公費には影響は及ばないとの説明を受けました。

委員からの主な意見といたしまして、追加料金のペナルティーを科すは言い過ぎでは、現状では市販薬を利用している患者との公平性が担保されていないなどがございました。

委員長採決の判断といたしましては、陳情趣旨は現状を維持する考え方で、採決として不採択に至ることができなかつたため賛成といたしました。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

以上、審査経過及び委員会報告を終わります。

議長（白鳥金次君） これより委員長報告に対し、陳情ごとに質疑、討論、採決を行います。
陳情第2号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。
討論を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 討論なしと認め、討論を終わります。
陳情第2号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は不採択であります。

したがって、原案について採決します。

陳情第2号を原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

（少数起立）

議長（白鳥金次君） 起立1名、少数です。

したがって、陳情第2号 mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情書は、不採択とすることに決定しました。

陳情第4号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。
討論を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 討論なしと認め、討論を終わります。
陳情第4号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は採択であります。

陳情第4号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(白鳥金次君) 起立全員です。

したがって、陳情第4号 消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担を行わないことを求める陳情は、社会文教常任委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

20 発委第2号 消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担をおこなわないことを求める意見書の提出について

議長(白鳥金次君) 日程第20 発委第2号 消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担をおこなわないことを求める意見書の提出についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高田社会文教常任委員長、登壇。

(社会文教常任委員長 高田佳久君登壇)

社会文教常任委員長(高田佳久君) 8番 高田佳久。

先ほどは陳情を全会一致でお認めいただきまして、誠にありがとうございました。

陳情の採択を受けまして、発委第2号を提案させていただきます。

発委第2号

消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担をおこなわないことを求める意見書の提出について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第99条の規定により関係行政庁に対し、意見書を別紙のように提出するものとする。

令和8年3月23日提出

社会文教常任委員長 高田 佳久

令和8年3月 日議決

山ノ内町議会議長 白鳥 金次

それでは、意見書を朗読させていただきます。

消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担をおこなわないことを求める意見書

政府は2025年12月、OTC類似薬77成分1100品目の薬について、1割から3割負担の窓口負担とは別に「特別料金(薬剤の25%)」として追加負担を求めることを決定した。

対象となる薬剤は、痛みや発熱など炎症をやわらげる消炎鎮痛剤や、蕁麻疹、花粉症、喘息などの症状を緩和する抗アレルギー薬、皮膚疾患の保湿剤など、日常的に幅広い疾患で使われている薬である。がんや難病患者、低所得者、入院患者、医師が医療上の長期使用が必要とする患者には追加負担を求めないとしているが、これにより医療保険が3割負担の人は実質5割、2割の人は4割、1割の人は3割負担と大幅な自己負担増になることが予想される。

政府は「(受診せず)市販薬を利用している患者との公平性」を理由に挙げているが、受診

が必要な患者に追加の料金のペナルティを科す道理はない。むしろ、症状を抱えながら医療機関に受診できない国民の受療権を確保すべきである。

2025年12月の財務・厚生労働大臣折衝の合意では、将来的に「OTC医療品の対応する症状の適応がある処方箋医薬品以外の医療用薬品の相当部分にまで対象範囲を拡大することを目指す」、「特別の料金の対象となる薬剤費の割合引き上げについても検討する」とし、将来的な対象医薬品の拡大と特別料金の引き上げはおり込み済である。

このような薬の「追加負担導入」は、患者の受療権や健康権の侵害につながり、受診控えや受診遅れなど、いのちに直結する問題である。

よって、政府に対しすべての国民が必要な医療を受けることができるよう、以下の項目を求めます。

記

1. 消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担をおこなわないことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月 日

内閣総理大臣
厚生労働大臣
財 務 大 臣
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長 様

長野県山ノ内町議会議員 白鳥 金次

以上となりますが、皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（白鳥金次君） 発委第2号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

発委第2号を採決します。

発委第2号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（白鳥金次君） 起立全員です。

したがって、発委第2号 消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担をおこなわないことを求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

2 1 発委第3号 山ノ内町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正す

る条例の制定について

議長（白鳥金次君） 日程第21 発委第3号 山ノ内町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

湯本晴彦議会運営委員長、登壇。

（議会運営委員長 湯本晴彦君登壇）

議会運営委員長（湯本晴彦君） 10番 湯本晴彦。

発委第3号 山ノ内町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

当町は、「山ノ内町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」を、別紙のように制定するものとする。

令和8年3月23日 提 出

山ノ内町議会運営委員長 湯 本 晴 彦

令和8年3月 日 議 決

山ノ内町議会議長 白 鳥 金 次

次のページにいきまして、山ノ内町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

山ノ内町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（令和4年山ノ内町条例第37号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項を削り、「同条第3項中前項に定めるもののほか」を「前項の規定により」に改め、同項を同条第2項とする。

別表を次のように改める。別表削除。附則、令和、年、月、日、条例、第、号。

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

補足の説明をさせていただきます。

本案は、職員の旅費に関する条例の一部改正及び特別職の職員の旅費又は費用弁償に関する条例の一部改正と同様の趣旨から、議会議員の費用弁償についても定める本条例を一部改正するものです。

改正内容は、特別職の職員の旅費又は費用弁償と同様にするというので、改正内容は、第4条第2項及び別表を削除し、3項を2項に繰り上げ、文書中の表現を変更する改正であります。

発委第3号の説明については以上です。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（白鳥金次君） これより質疑、討論、採決を行います。

発委第3号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長（白鳥金次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

発委第3号を採決します。

発委第3号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長（白鳥金次君） 起立全員です。

したがって、発委第3号 山ノ内町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

2 2 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長（白鳥金次君） 日程第22 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

平澤町長、登壇。

(町長 平澤 岳君登壇)

町長（平澤 岳君） 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてご提案申し上げます。

本案は、任期満了に伴い、地方税法第423条第3項の規定により、固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意をお願いするものです。

住所、山ノ内町大字佐野622番地3。

氏名、宮崎健一。

生年月日、昭和29年2月6日。

任期は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間です。

理由は、任期満了により再任するものです。

ご審議の上、ご同意をお願いいたします。

議長（白鳥金次君） これより質疑、討論、採決を行います。

質疑を行います。

(発言する者なし)

議長（白鳥金次君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長（白鳥金次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

同意第2号を採決します。

同意第2号を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(白鳥金次君) 起立全員です。

したがって、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

23 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査について

24 社会文教常任委員会の閉会中の継続調査について

25 予算決算審査委員会の閉会中の継続調査について

26 広報常任委員会の閉会中の継続調査について

27 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

議長(白鳥金次君) 日程第23 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査についてから日程第27 議会運営委員会の閉会中の継続調査についてまでの5件を一括して議題とします。

以上5件につきましては、お手元に配付してあります申出書のとおり、会議規則第75条の規定によって議会閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、議会閉会中も継続調査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(白鳥金次君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいまの5件は各委員長からの申出のとおり、議会閉会中も継続調査することに決定しました。

議長(白鳥金次君) 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

議長(白鳥金次君) 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は2月26日から本日までの26日間の会期でありましたが、一般質問においては4名の議員が登壇され、町の諸課題について様々な見地から活発な議論を展開していただきました。

また、議案審査では、令和8年度当初予算をはじめ、補正予算、条例の制定など多くの重要案件についてご審議をいただきました。とりわけ、新年度予算の審査に当たりましては、予算決算審査委員会において慎重かつ真剣に審査をいただき、厚く御礼申し上げます。

提出された審査意見はもとより、本会議、委員会での意見や提言につきましても、今後の行財政運営に十分反映されますよう強く要望したいと思います。

町長はじめ理事者、管理職各位におかれましては、真摯な対応をもって審査・審議にご協力、あるいはご答弁をいただいたことに感謝申し上げます。

本日ここに、無事閉会を迎えられることを議員、理事者、管理職各位に重ねて御礼申し上げ、各位のますますのご活躍とご多幸を祈念し、閉会の挨拶といたします。

本日の会議を閉議します。

議長（白鳥金次君） ここで、3月31日をもちまして退任される久保田副町長からご挨拶をいただきたいと思います。

久保田副町長、登壇をいただき挨拶をお願いします。

（副町長 久保田 敦君登壇）

副町長（久保田 敦君） 改めまして皆様方、本当に3年間という期間でございました。大変お世話になりました。ありがとうございます。

私のような至らない者を副町長ということでお認めをいただきまして、任期をいただいて務めさせていただきました。また、最後1年間、本来でしたらいただいた任期、あと1年、4年間だったわけですが、1年を残して退任をさせていただく、諸事情ということもございますけれども、に対して本当におおびを申し上げたいと思いますし、もう一点、私の後任をお認めいただけなかったことは、これは私の能力不足があったと思っております。

これにつきましては、私、副町長がいないということで、行政の停滞につながらないように、ぜひ管理職にはしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。管理職には大きなご苦労をかけることとなります。また、皆様方にもご心配を多々おかけするかと思っておりますけれども、ぜひそこは各所各所で、いろんなお立場でいろんなご意見をいただきながら、いろいろご協力をいただきながら、ぜひ町政を一緒に前に進めていただければと思っております。

私ごとになりますけれども、この3年間、本当にこの山ノ内町でいろんなことを学ばせていただきました。特に私の心に残っているのが、地道な取組ではあるんですが、やはり現地見回りを議員の皆さん、そして地域の皆さんと一緒にやらせていただいたことかなと思っております。

最初は、現地見回りを私やったことがなかったものですから、1つの地区に行くとき全部行かないといけないのかなという気持ちもありながら、要望をいただいたことは全てやらなければいけないのかなという気持ちもありながら参加をさせていただいたところでした。正直、恐る恐る行ったところもありました。ただ、やはり忌憚のないご意見をいただいたりとか、一緒になって歩いて、どんなところが危険なのかとか、どんなところがどういう形で補修が必要なのかというところを一緒に見させていただくことで、地域の皆さんの目線に立っていろいろなものを考えることができたと思っております。

無論、財政の事情がありますので、全てを全部一気に片づけるというか、修正することはできなかったわけですが、ある意味、地域の中でもしっかりと考えていただいたことを行政につなげていただける、そういった筋があったんだなということを改めて思いました。こういったことは、やりながら地域の皆さん、地域のことを考えていращやるということをやっぱりしっかりと肝に銘じながら、県に戻りましてもしっかり業務を進めていきたいと思

ているところでございます。

また、行政、副町長という立場でいろいろ管理職の皆さんとお話をしていると、必ずしも目立った取組ではない地道な継続、本当に息の長い事業自体が、取組が実を結んでいるんだなということを改めて思っているところでございます。

前回、全協でも申し上げさせていただいたかもしれませんが、当町の保健師の活動によって、やはり国民健康保険医療費がかなり低く抑えられていること、これやはり一長一短ではできない、一朝一夕というんですかね、すぐに実を結ぶことではなくて、地道な長い取組が大事なんだろうと思っておりますし、農業に目を向ければ、ブランド農業というものも、1年、2年では確立されるものではございません。今あるものは、本当に先人の皆様方のしっかりとした知見と、それから継続した取組がすごく大事になっているんだと思っております。そういったやっぱり地道な取組が行政には求められているんだなということを改めて思った次第でございます。

議会の皆様におかれましても、議会報告会等でいろんな町民の皆さんからいろんなご意見をいただいているかと思えます。ぜひ、そういったご意見を今度は政策としてまとめていただいて、例えばですけれども、町が当初予算を組む前段の段階でしっかりと政策提言等していただけるようなことがもし今後できるのであれば、していただけると町民の目線に立って、皆様方より一層そういった政策立案、そして、提案をいただく中で町民の声がより政策に結びついていけるのではないかなと思っているところでございます。

そういったところも、お互いにやはり町民のために行政をしていくというところの中で工夫をしていただければありがたいかなと思えますし、執行部としても、そういったところのしっかりと気を配っていただければと思っているところでございます。また引き続きよろしくお願ひしたいかと思えます。

私4月から、もう新聞で内示等出ておりますが、北信地域振興局の副局長ということで赴任をする形になります。この地域でしっかりとまた根づいて仕事をしていきたいと思っております。守備範囲は、北信6市町村になるわけでございますが、これあんまり公的な場では言えませんが、この場ということでご理解いただければと思えますが、第2のふるさと山ノ内町だと思っております。そういった気持ちをしっかりと大事にしながら、山ノ内ファーストという気持ちを心の中に持ちながら業務を進めていきたいと思っております。

今度は県の立場になりますが、また皆様方に引き続きご指導、ご鞭撻いただく機会多々あるかと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思えます。何をもってしても、今後また、ますます山ノ内町、町民のために、ぜひ執行部と議会の皆様で手を携えていきますことを祈念しております。しっかりと私も立場変われど応援していきたいと思えますし、考えてまいりたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思えます。本日はどうもありがとうございます。

議長（白鳥金次君） ありがとうございます。

久保田副町長におかれましては、3年間大変ご苦労さまでした。

退任されましても健康には十分ご留意いただき、町政発展のため、今後とも引き続きご指導を賜りますようお願い申し上げます。本当にお疲れさまでした。

議長（白鳥金次君） 町長から閉会の挨拶があります。

平澤町長、登壇。

（町長 平澤 岳君登壇）

町長（平澤 岳君） 令和8年第2回山ノ内町議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会は、2月26日から26日間にわたり、一般質問では町の重要な政策や課題について幅広くご議論をいただきました。また、令和8年度当初予算関係をはじめ、町から提出いたしました各議案につきましても慎重にご審議いただきましたことを心より感謝申し上げます。

先日のパラリンピックでは、オリンピックの感動や興奮に沸いた余韻も冷めないまま、アルペンスキーやスノーボードで日本選手が大変優秀な成績を収め、力強い活躍を見せてくださいました。そうした挑戦する姿は、多くの皆さんに勇気を与えてくれたものと思います。

一方で、世界に目を向けますと、不安定な国際情勢が続いております。今後、エネルギー価格の上昇などを通じて、私たちの生活にも影響が及ぶことが懸念される所であり、町としてもこうした動向を注視してまいりたいと考えております。

年度末で公私ともにお忙しいこととは存じますが、議員各位におかれましても季節の変わり目ですので、どうぞ健康にご留意されお過ごしくださいようお願い申し上げます。

以上で、閉会に当たってのご挨拶といたします。

閉 会

議長（白鳥金次君） これにて令和8年第2回山ノ内町議会定例会を閉会します。

長時間ご苦労さまでした。

（閉 会）

（午後 3時46分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

山ノ内町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員